

委員会提出議案第 4 号

新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案

上記の議案を、次のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

本委員会の調査に要する経費は、平成27年度においては、490万円以内とする。

平成27年3月24日

提出者 新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別
委員会委員長 黒木 優 一

都城市議会議長 永山 透 様

（提案理由）

新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会の中間報告でも報告したとおり、平成26年度に本委員会が設置されて以来、資料調査や証人尋問等を続けてきましたが、証人間の証言の食い違い等疑問点が多々あるため、さらに調査を進める必要があります。

ついては、平成27年度の調査に要する経費を決議するものです。

委員会提出議案第 5 号

都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 24 日

提出者 議会運営委員会委員長 西川 洋史

都城市議会議長 永 山 透 様

（提案理由）

教育委員長と教育長を一本化し、新たな制度における責任者として教育長を置くこと等を内容とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都城市議会委員会条例について、所要の改正を行うものです。

都城市議会委員会条例の一部を改正する条例

都城市議会委員会条例（平成 18 年条例第 295 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。